**令和４年度　香港における兵庫県産農林水産物等輸出促進**

**プロモーション事業にかかる参加事業者募集のご案内**

**【応募要領】**

香港は、我が国の農林水産物の第２位の輸出先であり、世界の他地域と比較しても日本産農林水産物の人気が高い親日的な地域です。経済成長が著しい中で、輸入の制約は少ないことから輸出に取り組みやすく、また、将来的に中国本土や東アジアへの商流拡大を狙うための良いゲートウェイとも言えます。

本事業では、皆さま（以下、参加事業者）の商品について、事業の運営委託先（以下、運営業者）と連携し、①一般消費者を対象としたテスト販売、②レストランやバイヤーを対象とした営業代行、③アンケート等による一般消費者や専門家の評価の収集・分析・フィードバックを行い、兵庫県産農林水産物等の認知度向上や継続的な取引を図ります。

**１　スケジュール　　 ※ 現地状況等により変更、中止する場合があります**

枠囲み：事業者様 要対応

|  |  |
| --- | --- |
| 8月22日（月） | 現地プロモーション 参加申込み締切  提出書類1：参加申込書（様式1）  提出書類2：輸出商品情報シート（様式2） |
| ▼ | |
| 8月下旬 | 参加事業者の決定通知 |
| ▼ | |
| 8月下旬～9月中旬 | 参加事業者と運営業者との個別面談による商品情報等の聞き取り、香港現地語ラベル作成や輸出手続きにかかる調整等 |
| ▼ | |
| 9月中旬～10月上旬 | 参加事業者による香港現地語ラベル添付・梱包・発送作業 |

▼

|  |  |
| --- | --- |
| 10月上旬 | 国内集荷施設に商品到着 |

▼

|  |  |
| --- | --- |
| 10月中旬 | 香港に商品到着 |

【現地プロモーション予定】

10月中旬～1月中旬　①一田百貨店、DON DON DONKIでの一般消費者向けテスト販売

9月中旬～1月下旬　②レストラン・バイヤーを対象とした営業代行

　　　　　　　　　　　 ※参加事業者・県職員は渡航しない予定

令和5年2月　　　 実施結果等レポート通知（参加事業者へのフィードバック）

**２　事業の内容**

**(１)　一般消費者を対象としたテスト販売**

現地の百貨店・スーパー（一田百貨店とDON DON DONKI）において、県産品販売コーナーをそれぞれ１ヶ月程度設置し、一般消費者へのテスト販売を実施します。

販売では、参加商品に現地の適正価格を設定したうえで、販売促進員による商品説明や試食・試飲、SNSを活用した情報発信を併せて実施するほか、アンケートを実施し、現地消費者の反応を分析した上で、参加事業者へフィードバックします。

①　期　　　　間　令和４年10月中旬～令和５年1月中旬（１店舗１ヶ月間×２店舗）

②　場　　　　所　一田百貨店、DON DON DONKI

※共に参加商品に合わせて実施店舗を決定します。

③　事業者数／品目数　10事業者／20品目程度を想定〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

④　試食・試飲販売　２名/日×14日以上

⑤　アンケートの実施　150人以上/１店舗×２店舗

【一田百貨店】

一田百貨店は、日系デパート「西田（香港のSEIYU）」を

前身とし、富裕層が住むエリアを中心に12店舗を展開。

西友の販売マインドのとおり、接客は非常に良いと評判。

店内のスーパーでは、多くの日本特産品を扱っています。

【DON DON DONKI】

DON DON DONKIは、日本産品を提供する「ジャパンブラ

ンド・スペシャリティストア」をコンセプトに、環太平洋

エリアで日本食・日本文化の魅力を発信しています。

香港８店舗や米国65店舗、シンガポール11店舗等を展開。

**(２)　レストラン・バイヤーを対象とした営業代行**

参加商品について、現地のレストラン等に対して営業代行を行い、取引成立を目指します。レストラン等からの問い合わせ等は、運営業者が間に入り、参加事業者につなぐほか、シェフやバイヤーからの評価や反応を把握し、参加事業者へフィードバックします。

①　期　　　　間　令和４年９月中旬～令和５年１月下旬〔予定〕

　②　評価聞き取り　１品目あたり10社以上

③　事業者数／品目数　10事業者／20品目を想定〔常温品・冷蔵品・冷凍品〕

**３　参加条件**

**（１）テスト販売・営業代行に使用する商品を無償で提供いただくこと**

　　商品数の目安は50～60個程度を想定してください。ただし、商品単価や参加品目数、売り場のレイアウト、営業先の数などを踏まえて、参加事業者と運営業者、事務局で相談のうえ、決定させていただくものとお考えください。

（金額的な目安では、例年、概ね合計5万円～10万円に相当する数としており、1,000円/個の商品でしたら60個、3,000円/個の商品は20個～30個程度とするなど、売り場の規模やアンケート収集や営業での効果的な数などを考慮しつつ、過度な提供とならないように検討します）。

なお、主な用途は２箇所でのテスト販売（試食・試飲を含む）と営業代行でのサンプル提供であり、現地の売上の返金はないことをご承知ください。

**（２）参加商品は、以下のア～カの条件をすべて満たすこと**

ア　兵庫県認証食品認証取得事業者の商品または兵庫県内で生産された農畜水産物またはそれを使用する加工食品であること。

イ　日本国内で生産されたもので、添加物、化学調味料、着色料を極力使用していないこと。

ウ　加工品の場合、製造日から賞味期限までが原則として90日以上であり、10月からのプロモーション以降も十分な残余期間を有していること。

エ　香港の規制等をクリアしているもの。

※「８　輸入制度について」を参照してください。

オ　裁判等で係争中の商品又は表示は使用しないこと。

カ　特許権・意匠権・商標権等を侵害する恐れがないもの。

**（３）参加事業者は、以下のア～オの条件をすべて満たすこと**

ア　兵庫県内に事業所のある食品または食品関連産業の生産者・製造者、並びにこれらの生産者・製造者を会員とする団体等であること。

イ　ひょうご農畜水産・加工食品輸出促進ネットワークに登録を行っていること。

（事業参加申込みと同時に登録いただいても結構です。）

ウ　商品の輸出に意欲的であること。

エ　参加商品の輸出入手続きに係る必要な商品情報の提供及び参加商品紹介等のための各種資料作成（画像や文字情報の提供）に遅滞なく対応いただけること。

オ　本事業の実施後、事業の成果や改善の検討、参加事業社の輸出取引の状況などに関するアンケートやヒアリングに複数年ご協力いただけること。

**４　参加事業者の費用負担**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加商品数 | １商品 | ２商品以上 |
| 費用負担 | ２万円 | ４万円 |

※２商品以上で申込の場合の参加商品数については、応募総数に応じて別途決定します。

　　　※自らの輸出ルートを利用し、商品を事務局指定の期日・場所（香港）に確実に配送できるものは参加料無料です。

**（１）参加料に含まれるもの**

　　ア　日本国内の指定場所から香港への参加商品の輸送費

（通関関係費・現地対応の一括表示ラベルデータ作成費を含む）

　　イ　プロモーション料

　　　　テスト販売、営業代行、アンケート作成・実施、参加事業者向けフィードバック資料作成など

**（２）参加料に含まれないもの（別途ご負担いただくもの）**

　　ア　テスト販売・営業代行における販売・試食用商品及びサンプル代

　　イ　日本国内の指定場所までの商品輸送費

　　ウ　輸出にかかる各種証明書取得費用

　　エ　現地対応の栄養成分表示に係る分析費用

　　　　（表示必須項目：エネルギー、タンパク質、炭水化物、総脂質、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、ナトリウム、糖　※アルコール飲料等例外あり）

オ　現地対応の一括表示ラベル貼付に係る費用

（運営委託事業者が作成するラベル用データの印刷及び参加商品への貼付）

　　カ　その他、上記以外の経費

※　上記ウの各種証明書が必要かどうかは原材料などの産地等によって決まります。  
　各事業者で「８ 輸入制度について」に記載しているリンク先にて最新の情報をご確認ください。さらにご不明な場合は、当事務局までご相談ください。

**５　参加事業者及び参加商品の選定**

参加事業者の選定結果については、当協議会から申込者へ連絡します。申込が多数の場合など、参加のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また参加商品については、申込商品を基本としますが、運営業者（現地の商社含む）との事前相談において、変更等のアドバイスや依頼等をさせていただく場合があります。

**６　事業実施結果の報告及びアンケートの実施**

今後の輸出に向けての具体的なプラン作成や商品開発につなげていただくため、事業実施後、テスト販売や営業代行の結果について、フィードバックを実施します。

なお、見積もりやサンプル提供依頼があった場合には、その都度ご連絡致します。

また、当協議会より本プロモーションの効果等について、事業完了後にアンケート（電話等でのヒアリングを含む）を実施します。

**７　参加申込方法**

参加を希望される事業者様は、下記提出書類を期限必着でご提出ください。

(メールタイトルに香港プロモーション申込（貴社・貴団体名）と記載してください。)

なお、提出いただいた情報は本事業の参加商品審査、事業実施事務以外には使用しません。

**（１）申込書提出先【メールにて送付】**

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

E-mail　 ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp

※　恐れ入りますが、メール送付後、事務局から３日以内（土日祝除く）に返信がない場合、電話にてご連絡願います。（TEL:078-362-9213）

**（２）提出期限**

令和４年８月22日（月）

**（３）提出書類：参加申込書**

①　参加申込書（様式１）

②　商品提案書（様式２）※記載にかかる不明点は「10」の連絡先へお問い合わせ下さい。

**８　輸入制度について**

現地における輸入規制がございますので、お申し込みの前に必ずご確認をお願い致します。

|  |  |
| --- | --- |
| **内容** | **URL** |
| 香港へ輸出(制度・手続きを知る) | https://www.jetro.go.jp/worldtop/asia/hk/export/e-proc/ |
| 貿易・投資相談Q&A：香港へ輸出 | https://www.jetro.go.jp/qatop/asia/hk/export/e-proc/qa/ |
| 農林水産物・品目別輸出ガイド | https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide.html |
| 香港による日本産食品の輸出に係る原発関連の規制について | https://www.maff.go.jp/j/export/e\_shoumei/hk\_shoumei.html |

※上記リンク先はJETRO又は農林水産省のHPとなります。

**９　免責事項**

（１）本事業終了後、参加商品は試食用・サンプル用商品を含め返品はいたしません。また、現地に参加商品が届いた時点で参加商品の一部滅失、破損、欠損が生じていた場合や、通関を通らない等によって参加商品が現地に届かずプロモーションができなくなった場合でも、当協議会は一切の責任を負いかねます。

（２）参加商品選考後であっても、事業参加者様が本応募要領記載の参加条件を満たしていないことが判明した場合、または本事業の趣旨にそぐわないと当協議会が判断した場合は、参加をお断りする場合がございます。

（３）本事業にて、万が一事業参加者様が損害や不利益を被る事態が生じたとしても、当協議会の故意または重過失によるものを除き、当協議会は責任を負わないものとします。

（４）本事業にて、事業参加者様自らが製造、加工又は原材料、賞味期限の一定の表示に関して、万一商品の瑕疵により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、過失の有無、第三者の翻訳の差異にかかわらず、これによって生じた損害については、当協議会はその責任を負わないものとします。

（５）本事業実施期間内及びその前後を通じて発生した事故、盗難、損傷等のいかなる損害についても、当協議会の故意または重過失による場合を除き、当協議会はその責任を負わないものとします。

（６）社会紛争、天災、行政または司法による判断、テロリズム、現地政治情勢の変動その他不可抗力により、本事業の全部または一部の実施が不能または困難となった場合には、事業参加者様が被る損害について当協議会はその責任を負わないものとします。

（７）当協議会が損害賠償義務を負う場合には、参加料を損害賠償額の上限とします。

**10　問い合わせ先・申込先**

ひょうごの美味し風土拡大協議会事務局（兵庫県農林水産部流通戦略課内）

担当：村上、松岡

ＴＥＬ：　０７８－３６２－９２１３　　ＦＡＸ：　０７８－３６２－４２７６

E-mail：ryuutsuusenryaku@pref.hyogo.lg.jp